

三重県測量業務入札参加資格者格付要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県が発注する測量業務の適正な施工を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11に規定された入札参加資格に関し、測量業者の格付の方法及び等級について定める。

(格付の対象者)

第2条 格付の対象となる測量業者は、三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号）第4条の規定により、入札参加資格者名簿に登録された県内に本店を有する測量業者とする。

(測量格付事項審査)

第3条 前条の対象者は、毎年実施される格付を行うための審査（以下「測量格付事項審査」という。）を受審し、次の項目について確認を受けるものとする。なお、測量格付事項審査を受審していない者の格付は行わない。

- (1) 測量にかかる完成業務収入高（直前2年の平均値）
- (2) 直前の営業年度の決算における自己資本額
- (3) 測量にかかる有資格者の数
- (4) 営業年数

2 前項の第1号から第4号の項目の審査基準日は、第1号、第2号及び第4号にあっては、測量格付事項審査を受審する日の直前10月1日とし、第3号にあっては、測量格付事項審査を受審する日の直前1月1日とする。ただし、新規に第2条の格付の対象者となった者の審査基準日は、別に定める。

(格付の等級)

第4条 格付の等級は、A等級、B等級の2段階とする。

(格付の方法)

第5条 格付は、測量にかかる完成業務収入高及び測量にかかる有資格者数の要件並びに次の各号に定めるところにより算定した総合点数に基づき行うものとする。

- 一 第3条第1項第1号に掲げる項目の点数は、測量にかかる直前2年の完成業務収入高の平均値に応じ、別表1の点数の欄に掲げる点数とする。
- 二 第3条第1項第2号に掲げる項目の点数は、直前の営業年度の決算における自己資本額を直前2年の完成業務収入高の平均値で除し、100を乗じて得た数値（別表2において「自己資本額数値」という。）に応じ、別表2の点数の欄に掲げる点数とする。
- 三 第3条第1項第3号に掲げる項目の点数は、測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者の数に5を、同法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く）の数に2をそれぞれ乗じて得た数値を合計した数値（別表3において「合計数値」という。）に応じ、別表3の点数の欄に掲げる点数とする。

測量にかかる有資格者については、第3条第2項の測量格付事項審査により、審査基準日（毎年1月1日）の半年前から継続して雇用関係にあるとして認定を受けた者とする。

四 第3条第1項第4号に掲げる項目の点数は、営業年数に応じ、別表4の点数の欄に掲げる点数とする。

五 総合点数は、次の算式によって計算した値とする。

算 式 $a \times 3 + b + c \times 5 + d$

この式においてa、b、c及びdは、それぞれ次の値を表すものとする。

a 第一号の規定による点数

b 第二号の規定による点数

c 第三号の規定による点数

d 第四号の規定による点数

（発注標準の策定）

第6条 発注標準の策定は三重県入札・契約制度検討委員会において行う。

2 発注標準は公表する。

（格付の有効期間）

第7条 格付は毎年行うこととし、その有効期間は6月1日から翌年5月31日までとする。

ただし、格付の有効期間の6月1日から翌年5月31日の間に新規に第2条の格付の対象者となり、格付が行われた者の有効期間は残期間とする。

（格付の通知及び公表）

第8条 格付を行ったときは、格付された測量業者に総合点数、格付の等級等を通知するものとする。

2 格付された測量業者の総合点数、格付の等級等については、測量業者格付一覧を作成し、公表するものとする。

附 則

この要領は平成6年度の格付から適用する。

平成2年3月31日付け監第435号土木部長通知は廃止する。

附 則

この要領は平成8年度の格付から適用する。

附 則

この要領は平成10年度の格付から適用する。

附 則

この要領は平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は令和5年11月1日から施行する。
- 2 県内に本店を有する測量業者が、合併等によって本店を県外に移転することとなった場合において、移転後も技術者等が県内の営業所等に在籍する場合は、県内に本店を有する測量業者と同等（準県内業者）として取り扱うことができるものとする。

別表1 測量にかかる完成業務収入高（直前2年の平均値）

測量にかかる完成業務収入高	点 数
200百万円以上	30
100百万円以上 200百万円未満	25
50百万円以上 100百万円未満	20
30百万円以上 50百万円未満	15
10百万円以上 30百万円未満	10
10百万円未満	5

別表2 自己資本額数値（自己資本額／年間平均実績高×100）

自己資本額数値	点 数
10以上	30
5以上 10未満	20
5未満	10

別表 3 測量にかかる有資格者数数値（測量士×5＋測量士補×2）

合 計 数 値	点 数
1 1 0 以上	3 0
6 5 以上 1 0 9 以下	2 5
4 0 以上 6 4 以下	2 0
1 5 以上 3 9 以下	1 5
1 0 以上 1 4 以下	1 0
9 以下	5

別表 4 営業年数

営 業 年 数	点 数
3 5 年以上	3 0
2 5 年以上 3 5 年未満	2 5
1 5 年以上 2 5 年未満	2 0
5 年以上 1 5 年未満	1 5
5 年未満	1 0